

# 愛知学院大学学生の学籍簿に記載する氏名等の取扱規程

令和5年4月1日制定

## (目的)

第1条 この規程は、愛知学院大学（以下「本学」という。）に在籍する学生の氏名等の取扱いに関し、必要な事項を定める。ただし、歯学部において、この規程の趣旨に反しない範囲で、別に規定を定めることができる。

## (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学生 学部生
- (2) 本名 日本国籍の場合は戸籍に記載された氏名、外国籍の場合は旅券、特別永住者証明書又は在留カードに記載された氏名をいう。
- (3) 通称名 本名に代わるものとして広く通用している氏名（旧姓を除く。）または自認する性に基づく事情により学生本人が使用を希望する氏名をいう。
- (4) 旧姓 本名の姓を改める前の姓をいう。
- (5) 学籍 学生が在籍する学部において、紙媒体又は電子媒体で管理されている学生に関する基本情報をいう。

## (学籍上の氏名)

第3条 学籍上の氏名は、本名を用いることとする。ただし、次の各号においては例外とする。

- (1) 外国籍を有する学生は、旅券、特別永住者証明書又は在留カードに記載されたローマ字表記の氏名を使用する。
- (2) 学生が第7条に規定する通称名又は旧姓（以下「通称名等」という。）の使用に係る許可を受けた場合については、当該通称名等を用いることができる。
- (3) 学籍上の氏名に用いる本名又は通称名等に機械処理上表記不可能な文字が含まれている場合、表記可能な文字に置き換えることがある。

## (学籍上の性別)

第4条 学籍上の性別は、戸籍、旅券、特別永住者証明書又は在留カードに記載された性別とする。

## (文書等における学生の氏名表記)

第5条 本学が作成する文書等に記載する学生の氏名は、第8条第1号に定める場合を除き、学籍上の氏名を用いる。

## (氏名等の変更)

第6条 学生が、改名又は転居したときは、直ちに届けなければならない。ただし、改名した場合には、氏名変更を証明できる書類を添付し届けなければならない。

## (通称名等の使用の手続き)

第7条 通称名等の使用を希望する学生は、通称名等使用届を所属キャンパスの窓口に提出し、学部長に申し出なければならない。なお、入学前に通称名等の使用を申し出た入学予定者については、第7条の適用においてはこれを本学の学生とみなすことができる。

2 学部長は、学生部長と協議の上、通称名等の使用を認めることが適当でない判断するに足る特段の事情がない限り、前項の申出に係る通称名等の使用を許可するものとする。

(通称名等の使用にあたっての留意事項)

第8条 通称名等の使用にあたっては、次の事項を留意すること。

- (1) 法令等の定めにより、本名を表記すべきこととされている場合は、通称名等使用許可を得た者についても当該定めに従うこととする。
- (2) 通称名等の使用を認められた学生は、原則として認められた通称名等のみを使用するものとする。
- (3) 通称名等の使用を認められた学生は、通称名等の使用に際し、本名との相違に関する説明は自己の責任において行わなければならない。ただし、卒業、退学又は除籍等により本学の学籍を離れた後(以下「離籍後」という。)についても同様とする。
- (4) 通称名の使用を認められた学生は、原則として、他の通称名に変更することはできない。

(通称名等の使用の中止)

第9条 通称名等を使用している学生が使用を中止する場合は、通称名等使用中止届により、所属キャンパスの窓口に届け出なければならない。

2 通称名の使用を中止した学生は、原則として再び第7条第1項に基づく通称名使用の届出をすることはできない。

(学位記の氏名表記)

第10条 通称名等を使用している学生の学位記は、通称名等による。

(離籍後の取扱い)

第11条 離籍後は、学籍上の氏名の変更を認めないものとする。

2 在学時に通称名等を使用していた者に係る証明書等の氏名は、離籍後も通称名等により取り扱うものとする。

(学籍番号)

第12条 学生には入学と同時に学籍番号を付与し、在籍中の事務は、この学籍番号によって処理する。

(事務)

第13条 この規程に関する事務は、学生部学生課が取り扱う。

(補足)

第14条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施にあたって必要な事項は、別にこれを定める。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、代表教授会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。